

社ノ作業上ニ關シテ尋問ヲ受クルハ當然デアルモ誠和會入會ニ對シテ尋問スルハ法律ノ違反デアル、警察官デモ知事デモ法律ニ依ルニアラズシテ人ヲ尋問スルコトハ出來ヌノニ會社ノ技師如キガ之ヲ爲スハ憲法第三條違反デアル。

本會ガ給料ノ増給ヤ時間ノ短縮ヲ目的トスルナラバ會社ハ之ニ對シ反駁スルハ理アルモ何等要求スルコトナキ組合ヲ認メヌハ何タル事ナルカ我々ハ會社ノ繁榮ヲ目的トスルモノナリ、サレバ工場ハ委員制トシテ貰ヒタイ。

十

澁谷 重藏

世話役ハ會社對工手ノ間ニ立チ斡旋ノ勞ヲ採ルベキナリ世話役ガ資本家ニ味方シ我々ヲ壓迫スルハ遺憾デアル我々ニ仕事ヲサスノミガ世話役ノ仕事デナイ、現ニ印南工場ノ世話役ハ誠和會ニ出テ居ルヤ我々職工ヲ善導スルノガ世話役ノ任務ナリ、

(不得要領ニテ降壇)